

主な手続き窓口のご案内

他区への転出・他区から転入・区内で転居した場合

鶴見区役所（代表電話）
電話 06-6915-9986

お気軽に職員に声をおかけください。

転入・転居届

1階 3番窓口

窓口サービス課（住民情報）（6915-9963）

※ 住み始めてから14日以内に届け出してください。

※ マイナンバーカード（個人番号カード）・住基カードをお持ちの方は、住所異動届出の際に申し出てください。

※ 小中学生のお子さんがある方は、就学通知書をお受け取りください。

鶴見区から他区へ住所異動された方は直接お住いになった区の区役所で転入届を提出して下さい。（鶴見区役所での届出は必要ありません）

その他の手続き窓口について

※ 手続きの方法や期限など、詳しくは各担当までお問い合わせください。

印鑑登録をしている方

他の区へ転出
鶴見区に転入
される方

お持ちの印鑑登録証を
引き続きご利用いただけ
ます。

鶴見区内で
住所が変わる方

◎ 保険・年金のこと

介護保険証をお持ちの方

1階 10番窓口

保健福祉課（高齢者支援）
（6915-9859）

国民健康保険・後期高齢者医療に関する相談

引越しに伴う加入や退会は、1階3番窓口で住民異動届出の際、申し出てください。必要に応じ、各窓口へご案内いたします。

3階 31番窓口

窓口サービス課（保険年金）
（6915-9956）

国民年金（第1号）に
加入している方

・第3号、厚生年金、共済組合加入の方は、お勤めの会社に届け出してください。
・住所変更は、1階3番窓口で出される住民異動届で完了します。他区への転出は、転出先の区でご確認ください。

国民年金を受給している方

住所変更・振込先の変更や、その他の相談

城東年金事務所（6932-1161）
城東区中央1-8-19

厚生年金を受給している方

他の行政機関・公共的機関

予め電話などで確認してください。

鶴見区内に土地・家屋を
所有している方

土地・家屋の登記名義
人住所変更の届出

大阪法務局（6942-9476）
中央区谷町2-1-17
大阪第二法務合同庁舎

※ 他の市町村に土地・家屋をお持ちの方は所轄の法務局（出張所）で手続きをしてください。

運転免許証をお持ちの方

住所変更の届出

鶴見警察署（6913-1234）

126cc～250ccの
バイクをお持ちの方

軽自動車届出済証の
住所変更の届出

なにわ自動車検査登録事務所
（050-5540-2059）
住之江区南港東3-1-14

250ccを超えるバイクを
お持ちの方

自動車検査証（車検証）
の住所変更の届出

普通自動車をお持ちの方

自動車検査証（車検証）
の住所変更の届出

軽自動車をお持ちの方

自動車検査証（車検証）
の住所変更の届出

軽自動車検査協会大阪主管事務所
（050-3816-1840）
住之江区南港東3-4-62

パスポートをお持ちの方
（パスポートセンター）

住所変更は必要ありません

大阪府パスポートセンター（6944-6626）

※ 本籍地が変わると、変更の届け出が必要になる場合があります。

電気（関西電力）

電気の使用開始・中止
（ハガキを投函）

関西電力コールセンター
（0800-777-8810）
関西電力以外はお加入の事業者にご確認ください

水道

水道の使用開始・中止
（電話で申し込み）

水道局お客さまセンター（6458-1132）

ガス（大阪ガス）

ガスの使用開始・中止

大阪ガスお客さまセンター
（0120-0-94817）
大阪ガス以外はお加入の事業者にご確認ください

電話をお持ちの方

電話の移転

ご加入の事業者にご確認ください

郵便局

転居の届出
（ハガキを投函）

最寄りの郵便局におたずねください

金融機関・郵便局
（通帳・簡易保険等をお持ちの方）

通帳・簡易保険等の住所
変更の届出

どこの支店・郵便局でも可能。

令和3年1月現在で作成したものです。窓口・電話番号や手続方法などが変わる場合がありますので、ご承知をお願いします。 作成：鶴見区役所

◎ 保健・福祉のこと

● 高齢の方

緊急通報システムを貸与されている方

住所変更等の届出

介護用品の給付券をお持ちの方

住所変更等の届出

鶴見区から他区へ転出した場合は、転出先にお問合せください。
鶴見区に他区から転入の場合は、上記までにお問合せください。

1階 10番窓口

保健福祉課（高齢者支援）
（6915-9859）

● 障がい・指定難病等のある方

重度障がい者医療費助成、老人医療費助成の医療証をお持ちの方

医療証の住所変更（区内転居）
医療証の申請（区間転入）
（転入・区内転居のみ）

心身障がい者扶養共済年金に加入している方

住所変更の届出
（区間転入・区内転居）

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方

住所変更の届出
（区間転入・区内転居）

自立支援医療受給者証をお持ちの方

特別障がい者手当・障がい児福祉手当を受給している方

特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方

小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方

住所変更の届出
（区間転入・区内転居）

公害医療手帳・被爆者健康手帳をお持ちの方

1階 11番窓口

保健福祉課（健康づくり）
（6915-9882）

鶴見区から他区へ転出した場合は、転出先にお問合せください。
鶴見区に他区から転入の場合は、上記までにお問合せください。

● お子さんのいる方・妊娠されている方・18歳以下の方※18歳に達した後、最初の3月31日を迎えておられない方

こども医療費助成の医療証をお持ちの方

医療証の住所変更（区内転居）
医療証の申請（区間転入）

ひとり親家庭医療費助成の医療証をお持ちの方

児童手当・児童扶養手当を受けている方

住所変更の届出
（区間転入・区内転居）

特別児童扶養手当を受けている方

住所変更の届出
（区間転入・区内転居）

保育所入所中の方

住所変更の届出

保育所への入所・転所を希望する方

保育所入所・転所の相談・申請

妊娠されている方
乳幼児のいる方

住所変更の届出（区間転入・区内転居）※母子手帳を持参ください。

小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方

住所変更の届出

鶴見区から他区へ転出した場合は、転出先にお問合せください。
鶴見区に他区から転入の場合は、上記までにお問合せください。

1階 12番窓口

保健福祉課（子育て支援）
（6915-9107）

1階 13番窓口

保健福祉課（障がい者支援）
（6915-9857）

1階 12番窓口

保健福祉課（子育て支援）
（6915-9107）

1階 11番窓口

保健福祉課（健康づくり）
（6915-9882）

◎ 税金のこと

排気量125cc以下のバイクをお持ちの方

軽自動車税の住所変更の届出

住民税（市・府民税）を納めている方

住所変更は特に必要ありません（自動的に変更されます。）

鶴見区内に土地・家屋を所有している方

住所変更は特に必要ありません（自動的に変更されます。）

※ 他の市町村に土地・家屋をお持ちの方は、それぞれの市町村の固定資産税担当課に住所変更の届け出をしてください。

京橋市税事務所

都島区片町2-2-48JE | 京橋ビル

軽自動車税担当 4801-2954

個人市民税担当 4801-2953

固定資産税担当

土地 4801-2957

家屋 4801-2958

◎ その他暮らしのこと

犬を飼っている方

住所変更の届出
（区間転入・区内転居）

1階 11番窓口

保健福祉課（生活衛生）
（6915-9973）